

手話言語法ニュース

2016年9月28日 No.33

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二

法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩

普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・岡野美也子・倉野直紀

条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

学習会・研究会を開催～群馬県・島根県～

群馬県

7月31日、群馬県前橋市の群馬県社会福祉総合センターで「ぐんま手話言語条例研究集会」が開催され、行政、議会関係者、ろう学校関係者を含め約300名の方々が参加しました。

午前の部は、群馬県障害政策課の野中博幸係長が「群馬県手話施策推進会議について」のテーマで報告しました。



その後、基調講演では鳥取県の平井伸治知事が「手話言語条例の戦」のテーマで講演しました。

平井知事は、「行政として条例制定するだけでなく、予算を確し取り組みを進めることが大事ある。」と強調しました。

鳥取県 平井伸治知事

午後の部では、5つの分科会に分かれ、様々な意見交換や討議が行われました。

最後に、総括として群馬県聴覚障害者連盟の相談役の飯島豊氏が「昔と比べて現在は手話サークルも増え手話通訳の設置・派遣も進み、当時とは大きく様変わりした。この集会には市町村行政関係者も多く参加している。集会をきっかけに市町村における聴覚障害者福祉の向上を期待する。」と述べ、締めくくりました。



会場の様子

島根県

8月11日、島根県のいきいきプラザ島根で、『手話言語条例』の制定に向けた学習会が開催され、島根県ろうあ連盟会員、全通研会員、県議会議員、行政関係者を含め73名の方々が参加しました。

ろうあ連盟副理事長の長谷川が講師を担当し、手話言語法が必要な理由や手話言語法と情報コミュニケーション法の違い等についてパワーポイントを活用し、説明しました。



ろうあ連盟副理事長 長谷川

島根県ろうあ連盟は今後、言語としての手話の環境の整備、手話の理解・普及のために、条例について学習会を行い、皆で情報を共有することを確認しました。

学習会に参加した方たちからは、「パワーポイントだけではイメージを掴むのが難しかったが、条例実施状況等を説明してくれたので、分かりやすかった。」「手話言語と情報・コミュニケーションとどちらの条例が必要なのか、初めは曖昧で、紛紛らわしく分かりづらかったが、今回は中身の違い等を説明してくれたのでわかった。」などの声がありました。



会場内の様子

～手話言語条例の成果 山梨県市川三郷町～ 聴協の会長 1日救急隊長に

昨年9月に手話言語条例が可決された山梨県市川三郷町で9月4日、同町聴覚障害者協会の一瀬いと子会長が山梨県峡南広域行政組合消防本部北部消防署より1日救急隊長の委託を受けました。一瀬会長は当日、1日救急隊長のタスキをかけ、救急活動に参加しました。

消防署内では、障害者を1日救急隊長に任命することに対し賛否両論がありましたが、手話の出来る救急係長から「多くの住民に聴覚障害者の困っていることや、地域の支援を必要としていることを伝えたい」という強い要望があり、消防署長をはじめ多くの消防署員が賛同しました。

当日、一瀬会長は消防署員への訓示を行い「今後も良質な救急サービスの提供と、関係機関との連携を深め、住民を災害から守ってほしい」と述べ、消防署員は真剣な面持ちで聞いていました。

その後の防災講話では、聴覚障害者の立場で「生活の中で不便を感じていること」「災害時や避難先で周囲の配慮を必要とすること」、または「情報が入りにくく、夜間や緊急時の判断が難しい聴覚障害者の現状があること」等を話し、多くの方から「とても勉強になった。災害時に助け合う必要がある」と感想がありました。



市川三郷町聴覚障害者協会 一瀬いと子会長（中央）

一瀬会長は、「貴重な体験ができた」とコメントしました。



条例制定に向けた動き

愛知県

3月の定例会で愛知県の大村秀章知事が、手話や要約筆記、点字など聴覚、視覚障害者とのコミュニケーション手段の普及を図る「手話言語条例」を2016年度中に制定すると述べ、5月に愛知県障害者施策審議会の下に「ワーキンググループ」を設置しました。このワーキンググループは県内の障害当事者団体の代表者が9人、関係団体から3人、学識者2人で構成されています。

6月から7月にかけてワーキンググループを開き、条例の内容について意見交換しました。手話言語に関する事項と情報コミュニケーションに関する事項を分けて記載することや、条例の名称など議論を重ね、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に関する条例(案)」をまとめました。

9月の県議会で提案します。

この条例(案)は、県や市町村が通訳を養成するほか、障害者が働きやすい環境整備を事業者を求める方針です。

大阪府堺市

堺市は、9月1日から9月30日まで「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例(案)」のパブリックコメントを実施しています。

●堺市ホームページ↓

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/oshirase/syuwagengo.html>

京都府向日市

向日市は、9月5日から10月4日まで「向日市手話言語条例(案)」のパブリックコメントを実施しています。

●向日市ホームページ↓

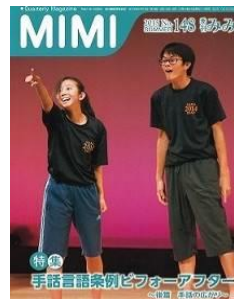
<http://www.city.muko.kyoto.jp/kurashi/soshiki/kenkofukushi/5/1/8/1472640153324.html>

「季刊みみ」で行政や議会関係者に理解を広げよう!

手話言語法制定運動に関わって、「季刊みみ」は147号(2015年3月)と148号(同6月)で条例の特集を組みました。2冊とも発行は昨年ですが、まだまだ活用できます!



季刊みみ147号



季刊みみ148号

例えば、今年9月初旬、奈良県聴覚障害者協会から、こんなご連絡があり、148号を5冊注文いただきました。



148号の奈良県大和郡山形の条例の記事を見て、地域協会の役員が「議会や関係者との交渉の時、これを見せたらよいのでは?」と思いついて買うことになりました。これがうまいと思ったら、また注文できると思います

行政や議会関係者から「手話言語条例の、他の地域の例を知りたい」と言われたら「読んでください!」と147号と148号をセットで渡したり、手話サークル会員のみなさんに読んでもらうなど、「季刊みみ」を引き続きご活用ください。

お問合せ・ご注文は下記へ

全日本ろうあ連盟京都事務所

FAX 075-441-6147 TEL 075-441-6079

E-mail: jdn@jfd.or.jp (担当: 豆塚・岩渕)

手話の普及促進・啓発を考えるフォーラム In 福井県

～いつでも、どこでも、だれとでも
手話で通じるあたりまえの社会をめざして!～

参加無料

手話の普及促進・啓発を 考えるフォーラム In 福井

広く県民を対象に、ろう者の社会参加の基盤である「手話は言語である」ことの理解・啓発を促し、手話に関する施策の推進を図ることを目的に開催いたします。

●手話通訳 ●要約筆記 付きます。

日時 2016年11月3日祝
12:30~16:00 [受付12時~]

- 日時: 2016年11月3日(木・祝)
- 場所: 福井県生活学習館(ユー・アイふくい) 多目的ホール
- 内容: 読売新聞の井手裕彦編集委員が「手話ってすばらしい文化だ」のテーマで特別講演を行います。また、鳥取県の平井伸治知事、明石市の泉房穂市長を招き、「手話の普及促進を目指して」をテーマにパネルディスカッションを行います。
- お問い合わせ先: 福井県ろうあ協会
TEL: 0776-22-2538 : FAX: 0776-22-0321

●会場地図

